

経営者様  
限定

## 弁護士による労務対策シリーズセミナー

# 問題社員対応3つのポイント

▼第3回

- (1)退職勧奨 終了
- (2)解雇 終了
- (3)従業員への懲戒

## 徹底解説!

# 従業員への懲戒

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください!

- ✓ 減給、賞与減額、降格をする際の適正な方法を知りたい。
- ✓ 適法に懲戒処分をするためのステップやフローを知りたい。
- ✓ 懲戒処分を上手に活用した問題社員対応事例を知りたい。

参加費用  
無料!

### 第3回 テーマ: 従業員への懲戒

オンライン	2022年 9月 6日	火	10:00~11:45 Web会議システム「Zoom」
オンライン	2022年 9月 7日	水	10:00~11:45 Web会議システム「Zoom」
オンライン	2022年 9月15日	木	10:00~11:45 Web会議システム「Zoom」



・Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。また、**全日程とも同一の講義内容**になります。  
・なお、本セミナーは当事務所で平成30年に行った同シリーズを、最近の事例、時流、問題点等を踏まえてアップデートしたものとなっておりますので、予めご了承ください。

講師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所  
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会、群馬県社会保険労務士会 太田支部、栃木県社会保険労務士会 県南支部、他多数  
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数

上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F  
TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735  
URL:<https://komon-uenolaw.com/>

©群馬県 ぐんまちゃん  
00143-02

※本書面は広告です。本DMもしくは本セミナーは、法律や判例に則った労務対応をお勧めするもので、それによってクライアント様等に困難な状況や不測の事態が起きることを防止することを目的としています。



コロナ禍によるキャッシュフローへのダメージにより、会社の経費削減の観点から、「成果を上げられない、協調性がない。」というような問題社員については、「辞めてもらいたい。」という会社が増えてくると考えられます。この点、会社が問題社員を解雇したところ、解雇無効の裁判に持ち込まれてしまい、会社が大変な金銭的負担を抱えたという事案が後を絶ちません。

懲戒解雇以外の懲戒処分(従業員への懲戒)は会社の労務管理の「伝家の宝刀」とも言えるものですが、適切に利用されておらず宝の持ち腐れとなっています。今回のセミナーでは、解雇以外の懲戒権行使のアドバイスにより、人事紛争を解決する方法を徹底解説します。

**第3回  
セミナーの  
ポイント**

- 01. 懲戒処分ができるケース、できないケースを事例をもとに解説します！
- 02. こんな事案でも認められない?! 懲戒解雇が失敗したケース紹介
- 03. リスクは低い、リターンは大きい、それが懲戒処分、業務指導、賞与減額
- 04. 懲戒処分、業務指導、降格、減給を上手に活用するためのポイントを伝授！

**当事務所のセミナーが選ばれる理由**

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
- ④ 今取るべきアクションを具体的にアドバイスいたします！
- ⑤ オンライン形式なので気軽に参加できます！

**参加費用  
無料!**

**参加特典**  
今回のセミナーにご参加の方へ  
特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30分)
- 02 就業規則作成アドバイス
- ▼さらに、セミナーを機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 無料で社内ハラスメント防止セミナー
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

【パソコン・スマートフォンから】

QRコード



上野俊夫法律事務所 企業法務

🔍 で検索!

<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
参加されるセミナーに✓を付けてください。			
第3回：懲戒権の行使	<input type="checkbox"/> 【オンライン】9月6日(火) 10:00~11:45	<input type="checkbox"/> 【オンライン】9月7日(水) 10:00~11:45	
	<input type="checkbox"/> 【オンライン】9月15日(木) 10:00~11:45		

お申し込み・お問い合わせ先/上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。